

【IV. 指標以外の観点からの評価】

| 取組 No. | 指標以外の観点からの評価 |
|--------|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの貧困対策推進のため、こどもの居場所運営者と関係機関による連絡会を設置し、地域ネットワークの形成を支援することができた。(連絡会開催回数 R5:6回) ・こども食堂支援のためのクラウドファンディングによる支援を行った。(寄附人数 個人 199人、法人 1社 寄附額合計 6,897,700円) |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ・就職に役立つ資格取得を目指すひとり親に対する高等職業訓練促進資金貸付を実施することにより、ひとり親の経済的自立を支援することができた。(貸付件数 R5:28件) |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や保育所等からの相談対応及び相談を受けた児童に関する支援先の受入調整を行うコンシェルジュを各圏域に配置した。 ・発達障がい児の診断等ができる小児科医等の養成研修(1回、累計118名)や、保護者が障がいやこどもへの関わり方を学ぶ研修(地域別18回、参加者171名)等を実施した。 ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、支援者の養成(累計42名)やサービスを提供する医療機関等への助成(2件)を実施した。 ・医療的ケア児に対し、災害時に備えた非常用電源整備の経費を補助(8市21名)した。 |

【V. 施策を構成する主要事業】

| 取組 No. | 事業名(5年度事業) | 事務事業評価 | |
|--------|------------------|-------------|-----|
| | | 成果指標の達成率(%) | 掲載頁 |
| ① | 子どもの居場所づくり推進事業 | 136.8 | 30 |
| ② | ひとり親家庭等自立促進対策事業 | 206.1 | 30 |
| ③ | 障がい児発達支援早期利用促進事業 | 100.0 | 31 |
| | 発達障がい児地域支援体制整備事業 | 95.0 | 31 |
| | 医療的ケア児等支援推進事業 | 100.0 | 31 |

【VI. 施策に対する意見・提言】

○大分県自立支援協議会(R5.11)
 こどもの発達支援コンシェルジュについて、複数ある受託事業者毎の対応件数の差が大きい。
 市町村別の件数などにより、検証をする必要がある。

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

| 総合評価 | 施策展開の具体的内容 |
|------|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得をしたひとり親に対して、電話による聞き取りを行うなど、就職活動中のきめ細かな支援をより充実させる。 ・困難な生活環境にあるこどもの居場所を確保するため、こども食堂の新規立上げや運営安定化を支援するほか、新たな取組として、食事提供や学習支援のみならず生活習慣の形成も支援する児童育成支援拠点を設置する市町村に対し助成する。 ・「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」において目標値を定め、こどもの貧困対策及びひとり親家庭の生活の安定と向上を推進する。 ・発達障がい児の成長段階に応じた切れ目ない支援体制構築のため、保護者等の相談支援や支援先の受け入れ調整等を行うコンシェルジュを各圏域に配置し、地域で対応件数の差がある場合は、取組の検証を行う。 ・医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられる環境を整えるため、ワンストップで相談ができるセンターを運営するほか、新たに訪問看護利用による保護者のレスパイト支援に取り組む。 |